

第3回 年金積立金管理運用独立行政法人契約監視委員会議事概要

1. 日時：

平成23年1月13日（木曜日）14時00分～16時15分

2. 場所：

年金積立金管理運用独立行政法人会議室

3. 審議事項：

- (1) 平成21・22年度に契約締結した調達案件のうち競争性のない随意契約に係る契約事由、契約価格の妥当性及び一般競争入札への移行の可否並びに改善方策の妥当性の点検 … 審議対象案件数 7 件
- (2) 平成21・22年度に契約締結した調達案件のうち一者応札・一者応募となったものに係る競争性の確保のための改善方策の妥当性の点検 … 審議対象案件数 1 1 件

4. 契約監視委員（敬称略）：

公認会計士	篠原 栄一
三菱電機株式会社顧問	富田 邦夫
年金積立金管理運用独立行政法人監事	高島 健一
年金積立金管理運用独立行政法人監事	浅野 樽悦

5. 議事概要：

これまでの法人の随意契約見直し計画の状況について法人より報告を行った。

その後、審議事項（1）（2）について、同種の契約毎にグループ分けし、各グループの中で金額及び契約内容の重要性が高い案件に絞り込んで法人より説明を行い、全審議対象案件について審議を行った。

審議の結果、全審議対象案件について、随意契約理由、契約価格及び競争性確保のための改善方策は妥当であることが確認された。

主な質疑及び意見は以下のとおり。

【法人の随意契約見直し計画の状況について】

意見・質問	回答
一者応募・一者応札の対策を検討する際に、発注を受ける業者が競合して存在することが前提となるが、発注を受ける業者側の競争環境が十分に確保されているかどうかについて検討を行っているか。	今回審議対象調達案件については、競合する業者が多くはないが、全くないというものはない。
他の法人等から、調達情報の収集は行っているか。	独立行政法人としては、当法人のように資金運用を主たる事業とする存在自体がユニークであり、他の法人に同種の調達情報を有しているところがないのが実情である。

【競争性のない随意契約について】

意見・質問	回答
<p>審議案件 「平成22事業年度会計監査業務契約」について、法人が予定したよりも契約額が低くなっているが契約額に問題はないか。</p>	<p>会計検査院が昨年末に公表した「独立行政法人及び国立大学法人における会計監査人の監査の状況について」において公表されている平成20年度の独立行政法人監査の平均時間単価と比較して、契約額が特段低いとは考えていない。</p>
<p>審議案件「事務所賃貸借契約」について、賃貸借契約価格の引下げ交渉を改善事項として実施しているが、価格交渉においては価格の推移より、周辺相場が重要な交渉材料となる。近隣の実勢価格を基に引続き価格引下げ交渉を行うべきである。</p>	<p>事務所周辺の霞が関・虎ノ門地区の立地条件で価格調査を実際に行い、それを踏まえて交渉を行っている。</p>

【一者応札となった調達契約について】

審議案件である情報システムの調達について、個別審議に入る前に当法人のシステム体系の全体像について法人より説明。

意見・質問	回答
<p>情報システムの調達方法において基本的に随意契約が認められないという方針が存在することは認識した。ソフトウェアの開発者と運営・保守管理者が別業者となる場合などはトラブルが発生し余計なコストがかかる場合があり、これも考慮する必要がある。</p>	<p>政府方針により情報システムの調達は開発と保守を分離調達しなければならないため、システムの本格稼働後のシステムの修正開発等において、開発・保守を一括契約したときには起こり得ないトラブルが発生している。</p>
<p>審議案件「年金積立金データ管理(GPDR)システムの運用業務契約」について、ハードウェアは多様な機種が存在するので、徹底した競争を行わせるべきである。</p>	<p>次回以降、必要な準備期間を確保して、競争による調達準備に当たる予定である。 なお、ハードウェアの耐用年数を考慮した最適代替え時期等も加味したい。</p>
<p>審議案件「年金積立金データ標準化(MRKサービス)業務契約」について、業務の性質上資産管理機関を指名して応札させることができないか。</p>	<p>次回以降の調達において、検討することとしたい。</p>
<p>審議案件「年金積立金データ管理(GPDR)システムの派生開発業務契約」について、現在の受託者以外がこの業務を実施することは可能か。</p>	<p>現受託者以外にも派生開発のノウハウを持った業者が存在することから、競争による調達を行うこととした。</p>
<p>審議案件「複合機保守業務契約」について、コピー機の契約は、法人の主務省である厚労省が、統一価格で共同調達することは可能か。</p>	<p>政府機関による共同調達の動きが始まっていることは承知しており、当法人として、何が対応可能であるか、検討することとしたい。</p>

意見・質問	回答
一者応札となった場合は、必要人工費等を要求部署でしっかり把握し交渉すること。	一者入札であっても競争入札であることから、価格交渉することが可能かどうか、検討することとしたい。

【一者応募となった調達契約について】

意見・質問	回答
審議案件「債券ポートフォリオのリスク・パフォーマンス分析ツールの利用契約」について、企画競争の評価基準はどのようになっているのか。	評価の基本は、利用部門にとって使い勝手が優れたツールであることその他、データセキュリティ、契約条項等が重要なポイントとなる。

【全体を通じた意見】

意見・質問	回答
<p>民間での調達経験から、価格理論について総合的な意見を述べたい。価格理論について確立したものがあるわけではないが、①相場、②コスト理論、③予算、④競合、⑤ハードネゴの5項目を業界の基準としている。法人においてもこの基準を念頭に置いて契約価格を決めるという考え方を徹底することが必要と考える。</p> <p>また、調達の要求部署の要求内容（特に価格）をチェックする法人内の第三者機関の設置について検討課題として提起したい。</p>	<p>価格理論についての考え方を念頭において、調達に努めるようにしてまいりたい。</p> <p>要求部署の要求内容については、法人内の情報システム委員会、契約審査会においてチェックしているところであるが、とりわけ価格の妥当性について、一層のチェックをどのような体制で行うか等検討することとしたい。</p>
市場価格が存在しない複雑な内容の調達における総合評価落札方式の技術点と価格点の配分については、価格点の配分は低くせざるを得ないのではないかと考えている。	総合評価落札方式の場合の技術点と価格点の重み付けの問題は、重要であり委員からの意見を踏まえ検討することとしたい。

以上

お問い合わせ先

年金積立金管理運用独立行政法人 監査室
電話 03-3502-2483 (ダイヤルイン)